

成田市国民保護計画 骨子(案)

| 編 | 章 | 主な内容 | |
|--------------------------------|---------------------------------|---|-----------------------------------|
| 第1編 総則 | 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 | 計画の目的、構成及び計画の見直し等について記述 | |
| | 第2章 国民保護措置に関する基本方針 | 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、基本的人権の尊重など、特に留意すべき事項を記述 | |
| | 第3章 武力攻撃事態及び緊急処理事態の想定 | 市国民保護計画において対象とする武力攻撃事態及び緊急処理事態の類型を明示 | |
| | 第4章 市の地理的、社会的特徴 | 地形、人口、交通網、施設等に関する基礎的なデータと、本市における留意事項を示す | |
| | 第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱等 | 国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、関係機関の果たすべき役割や連絡窓口を把握 | |
| 第2編 武力攻撃事態及び 予測事態への備えと対処 | 第1章 平素からの備え | | |
| | 第1 組織及び体制の整備 | 国民保護措置の実施に必要な組織及び体制の整備、職員の参集基準、関係機関との連携体制の整備、情報収集・提供の体制整備、研修及び訓練等について記述 | |
| | 第2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え | 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する措置を実施するため、平素から備えておくべき基礎的事項について記述 | |
| | 第3 物資及び資材の備蓄、整備 | 市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について記述 | |
| | 第4 医療救護体制の整備 | 武力攻撃災害の発生時に、的確かつ迅速な医療活動ができるよう、県や医療機関等との連携による医療体制の整備について記述 | |
| | 第5 災害時要援護者の支援体制の整備 | 災害時要援護者に対する避難、救援、情報伝達などの体制を整備する上での配慮について記述 | |
| | 第6 国民保護に関する理解の促進 | 国民保護に対する住民の理解を促進するための方策について記述 | |
| | 第2章 武力攻撃事態及び予測事態への対処 | | |
| | 第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 | 武力攻撃事態等の認定前等において、市が迅速に確立すべき初動連絡体制や、講じるべき初動措置について記述 | |
| | 第2 市国民保護対策本部の設置等 | 市国民保護対策本部を迅速に設置するための手順や、市対策本部の組織、機能等について記述 | |
| | 第3 関係機関相互の連携 | それぞれの関係機関等との連携を円滑に進めるために必要な事項について記述 | |
| | 第4 警報の伝達、避難住民の誘導等 | 警報の内容の伝達、緊急通報の伝達、避難の指示の伝達及び避難住民の誘導等について記述 | |
| | 第5 救援 | 避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために実施する救援の措置について記述 | |
| | 第6 安否情報の収集・提供 | 安否情報の収集・整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を記述 | |
| | 第7 武力攻撃災害への対処 | 生活関連等施設の安全確保やNBC攻撃による災害への対処など、武力攻撃災害への対処に関し必要な事項を記述 | |
| | 第8 被災情報の収集及び報告 | 被災情報の収集及び報告について記述 | |
| | 第9 保健衛生の確保その他の措置 | 避難住民等に対する保健衛生等の対策や、廃棄物の処理対策等について記述 | |
| | 第10 国民生活の安定に関する措置 | 物価安定のための措置や、生活基盤確保のための措置等について記述 | |
| | 第11 特殊標章等の交付及び管理 | 特殊標章等の適切な交付及び管理について記述 | |
| | 第3編 緊急処理事態への 備えと対処 | 第1章 総論 | |
| | | 第1 基本的な考え方 | 緊急処理事態への備えと対処を行うにあたっての基本的な考え方を示す |
| 第2 事態想定ごとの被害概要 | | 緊急処理事態に係る事態想定ごとの被害概要を、攻撃対象施設や攻撃手段ごとに分類して示す | |
| 第3 平素からの備え | | 緊急対処保護措置を講ずるために必要な平素からの備えについて記述 | |
| 第2章 緊急処理事態への対処 | | | |
| 第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 | | 緊急処理事態等の認定前であっても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置の確保について記述 | |
| 第2 市緊急処理事態対策本部の設置等 | | 市緊急処理事態対策本部を迅速に設置するため、設置の手順や市緊急処理事態対策本部の組織、機能等について記述 | |
| 第3 関係機関相互の連携 | | それぞれの関係機関等との連携を円滑に進めるために必要な事項について記述 | |
| 第4 緊急処理事態への対処上の留意点 | | 緊急処理事態への対処は武力攻撃事態への対処に準じて行うこととされており、その取扱い上の留意点について記述 | |
| 第4編 復旧等 | | 第1章 応急の復旧 | 応急の復旧についての基本的な考え方と、具体的な措置内容について記述 |
| | 第2章 武力攻撃災害等の復旧 | 武力攻撃災害等発生時に行う復旧について、基本的な考え方や具体的な措置などを記述 | |
| | 第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等 | 国への負担金請求や、国民保護措置等に要した費用の支弁等に関し必要な事項について記述 | |